

2016年7月15日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長 岩瀬 大輔
 (証券コード:7157 東証マザーズ)

ライフネット生命保険 2016年度第1四半期の保険金等の支払状況

2016年度第1四半期の支払実績は1,406件

ライフネット生命保険株式会社(URL:<http://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社:東京都千代田区、代表取締役社長:岩瀬大輔)は、2016年度第1四半期(2016年4月~6月)の保険金等の支払状況をお知らせします。

2016年度第1四半期にお支払いした保険金等は、保険金23件、給付金1,383件の合計1,406件となりました。また、お支払いできない事由(支払不可事由)に該当すると判断した件数は、保険金3件、給付金40件の合計43件となりました。

当社は、「ライフネットの生命保険マニフェスト」(URL:<http://www.lifenet-seimei.co.jp/profile/manifesto/>)において、生命保険会社の最も重要な社会的責務である保険金等の支払いを「正確に、遅滞なく」実行することを目指すとともに、保険金等の支払いに必要な書類の会社到着から原則「5営業日以内^{*1}」に、指定口座に保険金等をお支払いしています。2016年度第1四半期の平均支払所要日数(営業日)は、2.63日^{*1}となりました。

なお、オンラインですべて完結できる当社の給付金請求手続きを実際にご利用したお客さまの声は以下のとおりです。

■給付金請求手続きを利用して給付金をご請求いただいたお客さまの声



40代女性

退院後、平日外出が出来ないので、ネットを利用できる点は助かりました。必要な書類も病院に請求する必要がないので便利でした。書類を「マイページ」で提出後、すぐに給付金が入金され、驚きました。本当に便利な時代だと感じました。



40代男性

診断書の発行手数料が取られないのが、すごく評価できます。他の保険会社は分かりませんが、給付金の入金スピードが速く、テレビCM通りの対応ですばらしかったです。やっぱり、ライフネット生命を選んでよかったです。

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数および内訳^{*2}
2016年度第1四半期(4月～6月)

(単位:件)

	定期死亡保険				終身医療保険			
	死亡 保険金	高度障害 保険金	保険料の 払込免除	計	入院 給付金	手術 給付金	保険料の 払込免除	計
支払件数	23	—	—	23	588	187	—	775
支払不可事由 該当件数合計	3	—	—	3	8	4	—	12
詐欺取消	—	—	—	—	—	—	—	—
不法取得目的無効	—	—	—	—	—	—	—	—
告知義務違反解除	2	—	—	2	1	—	—	1
重大事由解除	—	—	—	—	—	—	—	—
免責事由該当	1	—	—	1	—	—	—	—
支払事由非該当	—	—	—	—	7	4	—	11

	終身医療保険(2014)						
	入院 給付金	女性入院 給付金	手術 給付金	がん治療 給付金	先進医療 給付金	保険料の 払込免除	計
支払件数	187	67	121	6	1	—	382
支払不可事由 該当件数合計	13	3	6	1	—	—	23
詐欺取消	—	—	—	—	—	—	—
不法取得目的無効	—	—	—	—	—	—	—
告知義務違反解除	6	1	1	—	—	—	8
重大事由解除	—	—	—	—	—	—	—
免責事由該当	—	—	—	—	—	—	—
支払事由非該当	7	2	5	1	—	—	15

	定期療養保険						就業不能保険	合計
	入院療養 給付金	外来療養 給付金	がん治療 給付金	先進医療 給付金	保険料の 払込免除	計	就業不能給付金 ^{*3}	
支払件数	115	76	5	—	—	196	30	1,406
支払不可事由 該当件数合計	—	1	—	—	—	1	4	43
詐欺取消	—	—	—	—	—	—	—	—
不法取得目的無効	—	—	—	—	—	—	—	—
告知義務違反解除	—	—	—	—	—	—	—	11
重大事由解除	—	—	—	—	—	—	—	—
免責事由該当	—	—	—	—	—	—	—	1
支払事由非該当	—	1	—	—	—	1	4	31

*1 書類到着日を1日目として、営業日ベースで計算した日数です。ただし、請求書類の不備の補完に要した日数は除きます。また、事実の確認後に保険金等をお支払いした事案は平均支払所要日数の計算に含めていません。

*2 件数の実績は請求種類ごとの集計であり、請求内容によっては1契約で複数の件数を計上する場合があります。

*3 就業不能給付金は、期間中の月ごとのご請求を個別に計上する延べ件数表記となっているため、支払件数と被保険者数は必ずしも一致しません。なお、2016年度第1四半期(4月～6月)に就業不能給付金をお支払いした被保険者数は、17人です。

保険金等の支払件数、支払不可事由に該当する件数の推移

(単位:件)

		支払件数	支払不可事由該当件数
2016年度	第1四半期 (2016年4月~6月)	1,406	43
2015年度	第4四半期 (2016年1月~3月)	1,294	54
	第3四半期 (2015年10月~12月)	1,286	33
	第2四半期 (2015年7月~9月)	1,273	23
	第1四半期 (2015年4月~6月)	1,189	58
2014年度	第4四半期 (2015年1月~3月)	1,166	39
	第3四半期 (2014年10月~12月)	1,224	38
	第2四半期 (2014年7月~9月)	1,203	73
	第1四半期 (2014年4月~6月)	1,240	56
2013年度	第4四半期 (2014年1月~3月)	1,284	34
	第3四半期 (2013年10月~12月)	1,348	53
	第2四半期 (2013年7月~9月)	1,079	30
	第1四半期 (2013年4月~6月)	911	41
2012年度	第4四半期 (2013年1月~3月)	661	26
	第3四半期 (2012年10月~12月)	678	43
	第2四半期 (2012年7月~9月)	537	8
	第1四半期 (2012年4月~6月)	480	19
2011年度	第4四半期 (2012年1月~3月)	432	20
	第3四半期 (2011年10月~12月)	347	12
	第2四半期 (2011年7月~9月)	262	9
	第1四半期 (2011年4月~6月)	243	15

お支払いした事案の概要

2016 年度第 1 四半期に実際にお支払いした主な事案の概要は、以下のとおりです。

属性	支払対象	支払事由に該当した事案の概要
20 代女性	終身医療保険 入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 上腕骨頸部骨折により、3 日間入院し、手術を受けられました。 このため、入院給付金 3 万円および手術給付金 10 万円の合計 13 万円をお支払いしました。 <p>【給付金ご請求者の感想】 「請求から給付金の受け取りまで迅速で、不安にならなかった。退院後も通院が続くため、早く給付金が受け取れて助かった。」</p>
30 代女性	終身医療保険 入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 帝王切開により、9 日間入院し、手術を受けられました。 このため、入院給付金 4 万 5,000 円および手術給付金 10 万円の合計 14 万 5,000 円をお支払いしました。 <p>【給付金ご請求者の感想】 「入院中の時間を利用して、スマホから簡単に書類請求ができ、とてもスピーディに給付金の請求手続きができました。また、分かりやすい記入例や診断書不要はありがたかったです。」</p>
30 代男性	就業不能保険 就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> 拘束型心筋症を原因として、就業不能状態となられ、その状態が 180 日を超えました。 このため、就業不能給付金月額 10 万円を 2 ヶ月間、お支払いしました。

お支払いできない事由に該当する事案の概要

2016 年度第 1 四半期にお支払いできない事由に該当すると判断した主な事案の概要は、以下のとおりです。

支払非該当事由	種類	支払非該当とした事案の概要
免責事由該当	死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者死亡による請求をいただきましたが、審査の結果、被保険者の死因は自殺であることが判明しました。 責任開始から 3 年以内の自殺のため、免責事由に該当し、ご請求の保険金はお支払いできませんでした。
告知義務違反	入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 病気による入院・手術給付金の請求をいただきましたが、事実確認の結果、契約の申し込み前に入院・手術の原因となった病気を医師より説明されていたにもかかわらず事実を告知していただかなかったことが判明し、かつ、告知いただかなかった事実とご請求いただいた病気に因果関係が認められました。 このため、ご契約は告知義務違反として解除し、ご請求の給付金はお支払いできませんでした。
支払事由非該当	入院給付金 手術給付金	<ul style="list-style-type: none"> 病気による入院給付金の請求をいただきましたが、ご提出いただいた書類より、治療目的の 1 泊以上の入院ではなかったことが確認されました。 治療目的の 1 泊以上の入院が支払事由となる「じぶんへの保険」をご契約いただいていたため、ご請求の給付金はお支払いできませんでした。

支払不可事由に該当する事由の説明は、以下のとおりです。なお、「約款」とは、当社の定期死亡保険(無配当・無解約返戻金型)、終身医療保険(無配当・無解約返戻金型)、終身医療保険(無配当・無解約返戻金型)(2014)、定期療養保険(無配当・無解約返戻金型)および就業不能保険(無配当・無解約返戻金型)にかかるそれぞれの普通保険約款を指しています。

詐欺取消	保険加入に際して、ご契約者または被保険者に詐欺行為があった場合、保険契約を取消しとさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しません。(約款「詐欺による取消し」)
不法取得目的無効	保険金などを不法に取得する目的をもって、保険契約に加入された場合は、保険契約を無効とさせていただきますことがあります。この場合、すでに払い込みいただいている保険料は払い戻しません。(約款「不法取得目的による無効」)
告知義務違反解除	保険加入に際して、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失により、告知すべき重要な事実について告知いただかなかつた場合や、事実でないことを告知された場合、保険契約を解除させていただきますことがあります。(約款「告知義務違反による解除」)
重大事由解除	保険金等を詐取する目的で故意に事故を起こした場合、保険金等のご請求に際して診断書偽造などの詐欺行為があった場合、その他、約款「重大事由による解除」に定める事由によって、保険契約を解除させていただきますことがあります。
免責事由該当	約款に定める「保険金を支払わない場合(免責事由)」および「給付金を支払わない場合(免責事由)」にそれぞれ該当する場合、ご請求内容が、保険約款に定める免責事由に該当すると判断させていただきますことがあります。
支払事由非該当	ご請求内容が、約款に定める支払事由に該当しないと判断させていただきますことがあります。(約款に定める「支払事由」に該当しない場合)なお、保険金等が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合のみです。

ライフネット生命について URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くして便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念のもとに設立された、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。インターネットの活用により、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立しました。徹底した情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えています。

会社および商品の詳細は <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。
 株主・投資家向けの情報は <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
 03-5216-7900(広報: 関谷/IR: 近藤)